

総合評価落札方式 }
 企画提案審査方式 } による選定結果一覧表

公表項目	内 容		
1 契約名	インバウンド観光復活プロジェクト事業サンフランシスコにおける観光プロモーション業務委託		
2 審査年月日	令和4年6月27日		
3 評価基準、配点及び評価	(業者) 株式会社JTB 甲府支店	(業者) A	(業者) B
(評価基準) 取組の実現性 (配点：10)	8	8	7.2
(評価基準) 業務実施体制 (配点：10)	8	7.4	7.4
(評価基準) 企画提案内容 (配点：80)	63	58	61.6
4 総合評価の審査結果	—	—	—
5 契約の方法	総合評価一般競争入札 ・ 総合評価指名競争入札 ・ 企画提案審査随意契約		
6 落札者(契約者)の名称	株式会社JTB 甲府支店		
7 契約締結年月日	令和4年6月30日		
8 契約金額(税込)	14,472,253円		
9 随意契約の理由及び根拠法令 (企画提案審査方式の場合)	<p>本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んでいた本県の観光経済において、インバウンド回復を機に、本県の観光消費額及び宿泊日数の増を図るため、本県外国人延べ宿泊者数第6位、本県観光消費額第3位(※)と安定的な実績のある米国に対し、米国人旅行者特に富裕層の誘客促進を目的とするものである。</p> <p>※宿泊旅行統計調査及び訪日外国人消費動向調査(令和元年観光庁)</p> <p>本事業においては、米国内でも、比較的富裕層が多く居住するサンフランシスコにおいて米国現地旅行会社及びメディア等を集客し本県の観光資源や感染症対策の周知に加え、県産酒や県産品を振る舞うなど、本県の多様な魅力を知事自らが発信するもの。効果的な情報発信とするほか、現地業界との新たな関係を構築するための場作りとする必要がある。</p> <p>このような業務を実施するためには、受託事業者において、米国人旅行者、特に富裕層への訪日観光に対する情報発信についての幅広い知見を有し、効果的な事業実施ができること、米国内の富裕層向け旅行会社等との強力なネットワークを有していること等から、複数の事業者から提案を募り、その中から企画内容が最も優れた者を契約の相手方として選定する方式によることが最も適切である。よって、本事業については、「競争入札に適しないもの」(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)に当たるものとして、随意契約(複数の事業者から企画提案を提出させ、企画内容や業務遂行能力が最も高い事業者を契約の相手方として選定するプロポーザル方式)によることとしたい。なお、プロポーザル方式を採用するため、「特別な理由」(財務規則第137条第3項)により、見積もり合わせを省略する。</p>		
10 所属名	観光文化部 観光振興課		